あるのは「商工組合中央金庫電子決済等代行業者（法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行うものに限る。以下この条、次条及び第八十九条の二十二において同じ。）は」と、新規則第八十九条の二十二第一号中「商工組合中央金庫電子決済等代行業の」とあるのは「商工組合中央金庫電子決済等代行業（法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為（第八十九条の二に掲げる行為を除く。）を行うものに限る。次号において同じ。）の」とする。

○内閣府厚生労働省令第三号

銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第五条　次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	**第五条**　［同上］
［一～十三　略］	［一～十三　同上］
十四　法第九十四条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項及び第五項第二号の三、第百二十五条第四号、第百三十一条第二項並びに第百五十二条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項	十四　法第九十四条第一項、第三項及び第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項、第百二十五条第四号、第百三十一条第二項及び第百五十二条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項
十五　［略］	十五　［同上］

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十四条　法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第五項並びに第四十五条第十五項、第四十七条第五項、第四十九条第三項、第五十条の二第四項及び第八十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第百二条並びに第百十五条を除き、以下同じ。）とする。

［一～五　略］

［2～4　略］

（報酬等の額の算定方法）

第三十四条　法第四十二条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　理事、監事又は会計監査人（第百五十二条の二の二十一第三項及び第百五十二条の二の二十九を除き、以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該金庫の参事その他の職員を兼ねている場合における当該参事その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第四十二条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　［略］

2

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十四条　法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第五項並びに第四十五条第十五項、第四十七条第五項、第四十九条第三項、第五十条の二第四項及び第八十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第百二条並びに第百十五条を除き、以下同じ。）とする。

［一～五　同上］

［2～4　同上］

（報酬等の額の算定方法）

第三十四条　［同上］

一　理事、監事又は会計監査人（第百五十二条の二の二第三項及び第百五十二条の二の十を除き、以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該金庫の参事その他の職員を兼ねている場合における当該参事その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第四十二条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　［同上］

2